第２回中央執行委員会(2011. 11. 17)確認

2012 春季生活闘争　パート・有期契約共闘方針

2012 春季生活闘争パート・有期契約共闘は、「基本構想」にもとづき、均等･均衡待遇の実現を含む総合的な労働条件の向上に取り組むとともに､2012 闘争を契機とする組織拡大を積極的に展開していく。

１．均等・均衡待遇実現を含めた総合的な労働条件向上への取り組み

産別・単組は、パートタイム労働法の遵守を徹底するとともに、「ガイドライン」を活用しながら、それぞれの実情に応じて中期的重点項目を設定し、均等・均衡待遇実現を含めた総合的な労働条件向上へ向けた取り組みを推進する。

2012 春季生活闘争においては、昨年に引き続き重点項目を設定し、参加産別が連携して取り組み、最大限の成果獲得をめざす。

【2012 重点項目】

①正社員への転換ルールの明確化･導入・促進

②昇給ルールの明確化

③一時金の支給

④通勤費・駐車料金、慶弔休暇に加え福利厚生全般に関する取り組み

⑤正社員と同様の時間外割増率適用

※正規労働者の割増賃金が法定内残業でも時間外割増率の適用対象となる場合（例えば所定労働時間が 7.15H で、それ以降に割増賃金が適用される場合）であれば、パート労働者等にも同率の時間外割増率を適用する。

２．時給の引き上げへの取り組み

連合が掲げる「誰もが時給 1,000 円」や、地域別最賃の引き上げ、正社員との格差是正等を勘案し、均等・均衡をめざして次の①から③のいずれかに取り組む。

①「誰もが時給 1,000 円」をめざす。

②単組が取り組む地域ごとの水準については、産別は現状を踏まえ中期的に「県別リビングウェイジ」を上回る水準となるよう指導する。

③ⅰ)職務や人材活用の仕組みが正社員と同じ働き方（Ａ・Ｂタイプ）については正社員との１歳・１年間差の 30 円(※)とし、職務や人材活用の仕組みが正社員と異なる働き方（Ｃ・Ｄタイプ）については 20 円とする。

ⅱ)均等・均衡待遇をめざす観点から、格差改善分として１％を目安に要求、交渉を展開する。

※連合が示す１歳・１年間差の社会的水準である 5,000 円を所定内労

働時間 165 時間から算出。

３．企業内最賃の協定化への取り組み

パートタイマーも含めた全従業員を対象とした企業内最賃の協定化に取り組む。その水準は、均等・均衡待遇を実現するための一つの目安としつつ、産業として相応しい水準での締結を目指す。

４．組織拡大にむけた取り組み

産別と単組が連携し単組の実態把握および、それに基づく取り組み方針・ステップを明確にし、着実な取り組みによって組織拡大をめざす。

５．運動の展開について

（１）取り組み状況の集約・公表

１）集計内容については、別紙「『非正規共闘』処遇改善調査票」「パートタイム労働者等の賃上げ等調査票」を参照。

２）情報の収集・集約・発信：

事務局は、要求段階から具体的な取り組み内容の収集や集約に努め、情報を発信することにより、運動の波及や取り組みの実現をめざす。

３）集計・公表時期：

①３／中旬、３／末、４／末、５／末、６／末（最終）の５回とする。

②波及効果を高めるため、単組名を明確にして集約・内部発表をする。

③３／中旬の最大のヤマ場においては、先行組合の妥結状況を正社員と同時に公表する。

（２）連帯活動について

2012 闘争においては運動の拡大をはかる観点から、パート共闘未登録組織に対しても積極的に情報提供を求める活動を展開する。

（３）地方との連携について

パートタイマーの時間給をはじめとする労働条件は、地域事情に影響される要素も否定できず、地域での積極的な情報交換が不可欠となる。したがって、地方ブロック春季生活闘争推進会議、非正規労働センター「地方連合会担当者会議」などと連携をはかることによって総合的な労働条件の向上をめざす。

以　上